知っ得! 身近なベトナム税務 離

VATの還付は本当にできるの?

(第7回)

I GLOCALのチュンと申します。今回は私が担当させて頂きます。多くのお客様によく聞かれる質問の一つに、「ベトナムでは付加価値税(VAT)の還付は本当にできるのか?」というのがあります。そこで、今回はVAT還付の仕組みと留意点についてご説明します。

還付の条件は?

現行法令では、VAT還付の条件は、12カ月連続して毎月の還付額(前月までの仕入VAT相殺後の残高+当月の仕入VAT当月の売上VAT)が発生する(ゼロ以上である)ことです。以前は、この期間が3カ月だったので、頻繁に還付申請できていましたが、現在は12カ月なので、以前ほど頻繁に申請できなくなっています。

しかし特例として、輸出を主に行う企業に関しては 輸出分で還付可能額が3億ドン以上になった時点で即 座に還付申請することが認められています。

還付の手続きは?

初回還付申請と2回目以降の還付申請の2つのパターンがあります。初回還付申請は管轄税務署が税務査察を行った後に初めて還付されますが、2回目以降の還付申請は先に還付されて、後の税務調査で還付額の是非を確認されます。要するに、初回の還付さえ乗り切ってしまえば、それ以降は比較的簡単に還付されるということです。しかし、2回目以降でも還付金額が大きい場合などは、初回申請のように先に税務査察が行われることもあります。

全額が還付されるのか?

基本的には企業の生産営業活動に直接関係する仕入 VATであれば還付されるが、実務上は企業の生産営 業活動に直接関係があるかの判断基準が明確ではなく、 税務担当官の判断に左右されることが往々にしてあり ます。また、税法上還付されないことが明記されてい る項目(例えば、会社が負担する駐在員の家賃のVA T)もあるので、実際には還付申請額全額が還付され ることは稀です。金額の大小にもよりますが、実務上は数パーセント程度は還付されないことが頻繁にあります。

罰金が科されるって本当?

還付申請した仕入VATが会社の生産活動に直接関係しないとみなされる場合、その申告は誤申告とされて、誤申告によるペナルティーが科されます。ペナルティーの金額は数億ドン程度ですが、誤申告と判断された場合、必ず発生すると言ってよいでしょう。

どの位かかる?

還付にかかる期間は企業側としてとても重要なポイントですが、正直言ってやってみないと分かりません。

現行法では、十分な還付申請書類の受理日から何日間以内に税務署が決定を発行しなければならないなどの規定はありますが、実務上は、規定通りの必要書類を全て提出したとしても、税務当局が追加書類や説明を要求するため、一体いつになったら正式な書類受理日になるかやってみないことには分かりません。また、還付決定書が発行されても、実際に還付金が振り込まれるまでの時間の規定がないため、金額によっては数週間かかる場合もあります。企業としては想定外の時間がかかってしまうことも踏まえてキャッシュフローを考えておくべきです。

<筆者紹介>



TRAN NGUYEN TRUNG (チャレグェン チュン)。I 年コン)。I 年出社長。1980年2日本に、1980年2日本にのは、1980年2日本には、1980年2日本には、1980年2日本のは、1980年2日本